

1. 介護保険給付対象福祉用具の考え方

(平成8年8月24日 第14回医療保険福祉審議会 老人保健福祉部会提出資料より)

介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方 (ご参考)

1 介護保険法の福祉用具に関する規定

- 福祉用具貸与 略
- 居宅福祉用具購入費 略

2 介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方

(1) 高齢者に対する福祉用具の給付制度としては、現行では老人日常生活用具給付等事業がある。介護保険制度における福祉用具の範囲としては、同事業の対象用具から、一人暮らし老人を対象とした電磁調理器等の用具を除いたものを中心として定めることとする。

(2) しかしながら、福祉用具の外縁は極めて広いものであるため、上記(1)の考え方を踏まえ、更に、次のような点を判断要素として対象用具を選定することとする。

①要介護者の自立促進又は介助者の負担軽減を図るもの

②～⑦ 略

(3) 略

3 居宅介護福祉用具購入費の対象用具の考え方

略

4 新たに開発・普及する製品の取り扱い

要介護者の便宜の観点、技術革新や製品開発努力等を評価する観点から、新たに開発された用具や普及の進んだ用具についても、2(2)の判断要素に照らし、必要に応じ保険の対象となるような取り扱いとする。

2. 意見要旨

製造事業者は、利用者の声を聞きつつ様々な福祉用具の開発・改善に努力を続けており要支援・要介護高齢者の自立支援や、介護者の労力軽減・労働安全に資する様々な福祉用具が生産・活用されつつあります。

当協議会と致しましては、前記「対象福祉用具の考え方」を念頭に置きつつ、介護保険制度発足当時に比べ、その用具の有効性が実証され利用者の要望の多い次の福祉用具を介護保険対象用具としてお認め頂きたく、要望します。

なお 今後とも新たに開発され、介護現場にて有効に活用される用具についても「対象福祉用具の考え方 4項」を判断基準に、新たな介護保険対象福祉用具としてお認め頂けるよう、弾力的な運用をお願いいたします。

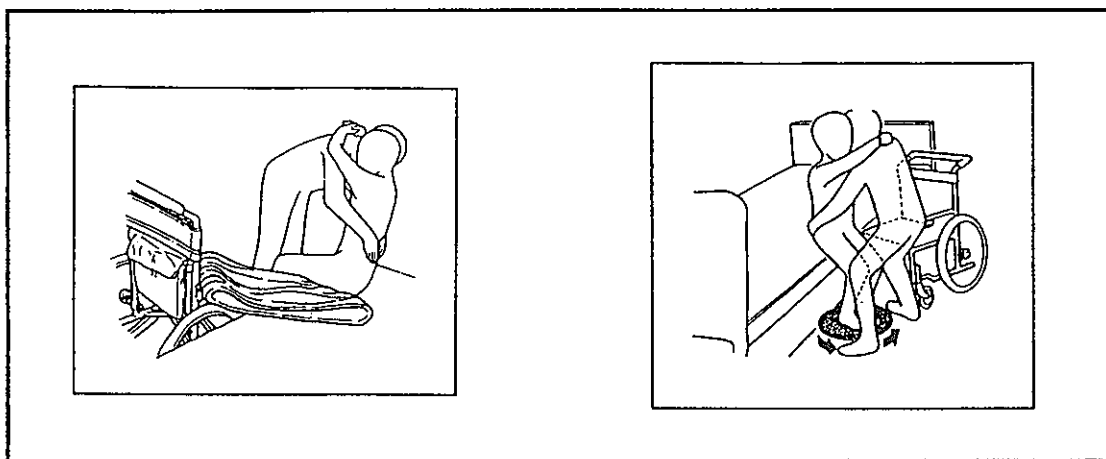
範囲拡大をお願いしたいもの

1. 介護支援機器（移乗補助具）

スライディング・ボード、ターンテーブル など

車いす・ベッド間の移動・移乗動作は、介助者の負担が大きく、腰痛などの誘因の一つであり、適切な移乗補助具の使用は介助者の労働安全面から重要です。

また、同じ目的のための用具として「移動用リフト」がすでに対象種目として認められています。

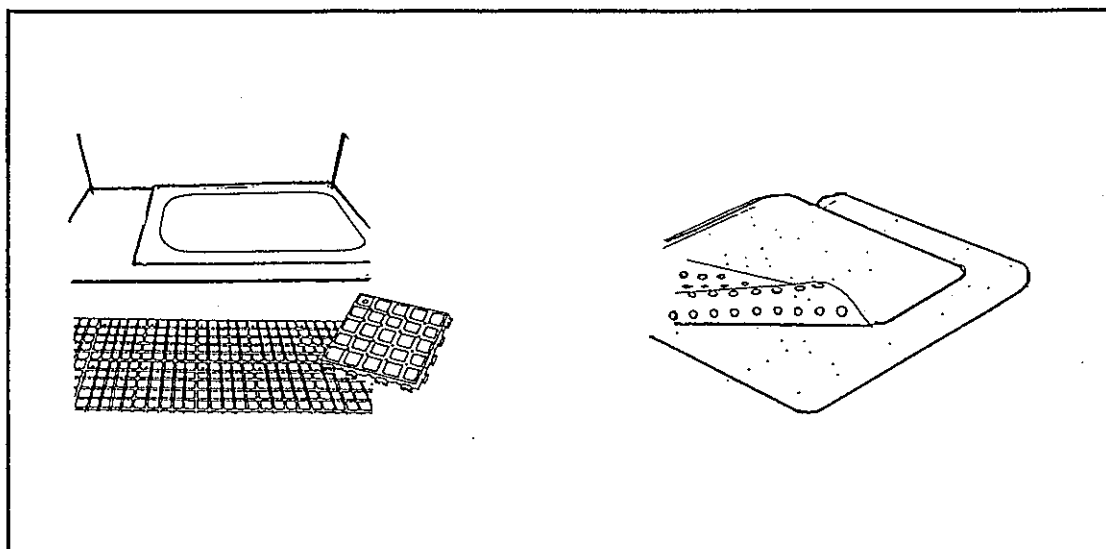


2. 浴室内・浴槽内滑り止めマット

要支援・要介護者、介護者の入浴（介助）時の事故防止を図るものとして、浴室内の滑り止め対策が必要です。

浴室内の滑り止め対策として、住宅改修の中で、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材変更が認められています。

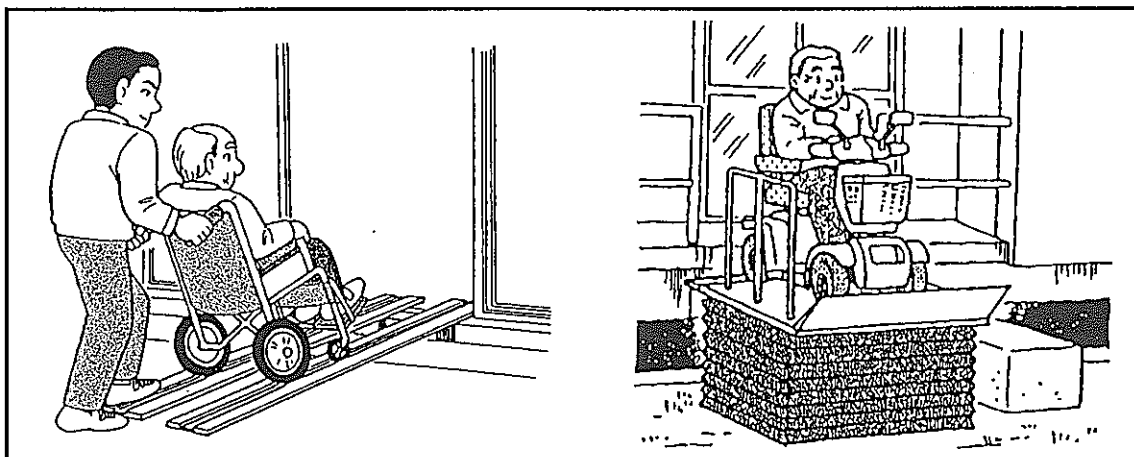
滑り止めマットは ① 費用的に安価 ② 不要時には撤去可能 であります。



3. 段差解消機（段差解消リフト）

屋内・外への移動の対策として段差を解消する ①スロープ（福祉用具貸与）②住宅改修（2 段差の解消 玄関から道路までの通路等の段差を解消するためスロープを設置する工事）が認められています。

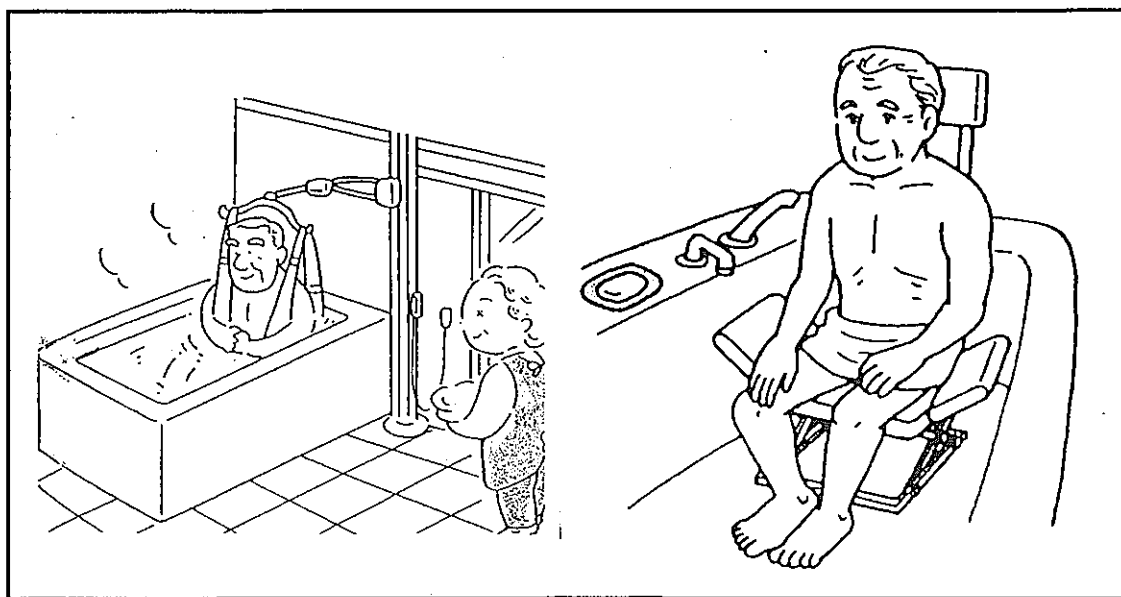
車いす等で利用するためのスロープの勾配は、 $1/12 \sim 1/20$ が必要であり段差が大きければ、スロープ設置には大きな面積が必要となり、都市部の住宅などでの設置は困難な場合があります。また、賃貸住宅居住者にとって、スロープの設置は困難です。したがって、据え置き式段差解消機を対象用具にお認め頂きたく、お願いします。



4. 入浴リフト（垂直移動機能のみのもの）

介護度が重度の方のため、移動用リフトが対象用具に認められ活用されています。また、介護度が軽度の方は、バスボード・浴槽台にて自力で入浴可能です。介護度が中等度で、浴槽内でのしゃがみこみ、立ち上がり動作のサポートを要する方のため、垂直移動のみの入浴リフトを、対象用具に加えて頂きたい。

※ 移動用リフトより安価であり、不要時には撤去が容易です。



5. 立ち上がり支援椅子

筋力の弱った高齢者の自立支援用具として近年利用が増加し、また、その有効性が評価されつつあります。

「福祉用具の考え方」の 2(2)①項 要介護者の自立支援に資するもの、4項 普及の進んだ用具の項目に照らし、新たな種目としてお認め頂きたい。

